

ひたちなか市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 小学校就学前子ども 法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。
- （2） 特定教育・保育施設 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設をいう。
- （3） 特定教育・保育 法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。
- （4） 特定地域型保育事業者 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。
- （5） 特定地域型保育 法第29条第1項に規定する特定地域型保育をいう。
- （6） 特定教育・保育施設等 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者をいう。

（一般原則）

第3条 特定教育・保育施設等は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該小学校就学前子どもの立場に立って特定教育・保育又は特定地域型保育を提供するように努めなければならない。

3 特定教育・保育施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県，市町村（特別区を含む。），小学校，他の特定教育・保育施設等，地域子ども・子育て支援事業を行う者，他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、当該特定教育・保育施設等を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整

備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、規則で定める。

付 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

## ひたちなか市家庭的保育事業等に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 家庭的保育事業等 法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。
- （2） 家庭的保育事業者等 家庭的保育事業等を行う者をいう。
- （3） 家庭的保育事業所等 家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。
- （4） 利用乳幼児 家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児（満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。）をいう。

（家庭的保育事業者等の一般原則）

第3条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 家庭的保育事業所等には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、規則で定める。

付 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

## ひたちなか市放課後児童健全育成事業に関する条例（案）

### （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 放課後児童健全育成事業 児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。
- （2） 放課後児童健全育成事業者 放課後児童健全育成事業を行う者をいう。
- （3） 利用者 放課後児童健全育成事業を利用している児童をいう。

### （放課後児童健全育成事業の一般原則）

第3条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

### （委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、教育委員会規則で定める。

## 付 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。